

旭川市水道局告示第 30 号

次の書類の送達に当たり、送達することが困難なため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び旭川市下水道条例施行規程（昭和52年水道事業管理規程第5号）第23条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は旭川市水道局において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月24日

旭川市水道事業管理者 富岡 賢 司

- 1 お客様番号及び検針年月日
別紙のとおり
- 2 書類の交付場所
旭川市水道局上下水道部料金課
- 3 納入場所
旭川市水道事業出納取扱金融機関（北海道銀行）
旭川市水道事業収納取扱金融機関
旭川市水道局
旭川市役所、各支所及び出張所並びに東部まちづくりセンター
下水道使用料の収納事務を取り扱うコンビニエンスストア等
- 4 送達を受けるべき者
別紙のとおり

令和8年8月24日 公示送達者一覧

通番	お客様番号	使用者名	検針日
1	7505474-006	岸本 和幸	令和8年6月30日